

令和8年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和8年6月4日 午後1時24分 開 会

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	石澤正広
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	岡崎勉夫
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

副市長	飯塚一政
総務企画部長	横田茂
市民部長	岩井雄一郎
保健福祉部長	羽成英明
産業経済部長	篠崎政彦
会計事務局長	松延克彦
消防長	町島修
消防本部次長	立花秀男
総務課長	小池陽子
総務企画部企画監	中村基紀
環境防災課長	服部光浩
税務課長	元木義和
社会福祉課長	君崎高弘

保健福祉部企画監	渡	邊	有	美
国保年金課長	豊	崎	伴	之
農林水産課長	永	田	昌	之
会計課長	太	田	直	樹
学校教育課長	由	波	大	樹
生涯学習課長	鈴	木		薫
消防総務課長	藤	井	秀	之
消防総務課企画監	磯	山	健	史

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻	巢	智	子
議会総務課係長	鈴	木	利	広
農林水産課主任	廣	瀬		眸
都市整備課主幹	櫻	井	利	和

議 事 日 程

令和8年6月4日（木曜日）午後1時24分 開 会

1. 副市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）
- (2) 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- (3) 議案第 4 1 号 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (4) 議案第 4 2 号 かすみがうら市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 4 3 号 令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第 4 4 号 小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について

開 会 午後 1時24分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

本日は、台風6号の影響により延期となりました本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。日程変更につきましても、ご協力とご理解を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しております。会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和8年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。農林水産課 廣瀬 眸君、都市整備課 櫻井利和君、以上2名を指名いたします。

本日、副市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○副市長（飯塚一政君）

皆さん、こんにちは。

宮嶋市長に代わりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第2回定例会議案審査特別委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

審査いただく議案は全部で6件でございます。その内訳は、承認が2件、条例に関する議案が2件、予算に関する議案が1件、財産の取得に関する議案が1件でございます。

担当部長からご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

ここで副市長は退席となります。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時26分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 1時26分]

本日の日程は、お手元の審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますようお願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡潔な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第41号 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

議案第41号でございます。法律等の改正によりまして条ずれが生じました。

今回、この議案41号は、関係する条例を一括して改正をしようとする整理条例でございます。監査委員条例外2本の条例が同じような改正の対象になっております。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今回のこの改正についてですけれども、この議案集の対照表が55ページからありますよね。

それで、例えば70ページに個人の市民税の住宅借入金等特別措置控除とか、実際市民生活に直接関わってくる、そういう内容が結構入っていますので、分かりやすい一覧表のようなものを、この国から来る対照表といいますか、それに加えてその辺をぜひお願いしたいなど。

いろいろ対象になる人は、軽自動車税含めてこの住宅借入金特別措置特別控除額とか重要なものが結構入っていますので、その点についてよろしくお願ひしたいなと思います。

○総務企画部長（横田 茂君）

必要なものはそのように準備したいと思いますが、議案第41号の対象につきましては102ページだけでございまして、委員今ご指摘されたものにつきましては税条例とか国保条例のほうの改正ですので、そのとき説明あるかと思います。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に係る議案であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の市民部環境防災課の所管に係る部分の質疑が終わったと後に、討論並びに採決することといたします。

総務企画部の所管に関わる部分を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

それでは、補足させていただきます。

まず、議案集の39ページのほうをご覧くださいと思います。

第2表ということで、債務負担行為の補正をさせていただいております。

歳出のほうに、歳出の45ページになりますけれども、霞ヶ浦庁舎管理に要する経費として庁舎のLEDのリースの件でございます。10年を予定してございます。そのための必要な債務負担行為の設定と、45ページで本年、今年、本年度の歳出として3か月分30万4000円を計上するものでございます。

承認いただければ、今後手続、入札等の手続を経て、今年度から使用できるよう準備をしていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

庁舎の照明リース料が3か月分とおっしゃったと思うんですが、3か月分というのは何で3か月分なのでしょう。

○総務企画部長（横田 茂君）

これから、予算のほう承認いただければ、これから入札等の手続を行います。契約して開始するのが本年1月を予定しているということでございます。ですから、今年度分の歳出は3か月分と。あとは債務負担行為のほうを設定させていただくということでございます。

○佐藤文雄委員

いろいろ手続をしたら、結果的に入札で決まって発注するのが1月になってしまうと、だから3か月分だということですね。確認です。

○総務企画部長（横田 茂君）

そのようでございます。

○久松公生委員長

ほかにごございませんか。

○櫻井繁行委員

ちょっと佐藤委員の関連かもしれませんが、横田部長おっしゃる3か月分で30万4000円ですから、何か非常に1か月、月10万円程度で、何か非常に安価で収まるようなイメージがあるんですけども、その月10万円の内訳というか、その辺のところを少し教えていただけますか。

○総務課長（小池陽子君）

お答えいたします。

まず、ＬＥＤ照明の更新に係ります費用としまして963万6000円を見込んでおります。また、リース料としまして250万8000円、合計で1214万4000円ということで、10年間のリースで対応する予定になっております。

以上です。

○櫻井繁行委員

なので、月当たりになると毎月10万円程度の支出で済むということによろしいですか。

○総務課長（小池陽子君）

月額にしますと、10万1200円になります。

○櫻井繁行委員

少し関連なんですけれども、この庁舎の財産管理事業なので、これ基本的にはもう霞ヶ浦庁舎がこれからＬＥＤに10年間をかけて行うということなんですけれども、千代田庁舎においてはもうほぼほぼたしか終わっていませんか。あともう1点、市民窓口センターと、その辺の関係性もご説明いただけますか。

○総務課長（小池陽子君）

お答えいたします。

千代田庁舎につきましては、耐震補強工事をした際にＬＥＤ照明に更新済みとなっております。また、中央庁舎につきましても改修をしておりますので、既にＬＥＤとなっております。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 かすみがうら市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部から特に補足説明はございませんか。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

それでは、議案第42号につきましてご説明をさせていただきます。

議案概要書、タブレット端末12ページになります。議案集は35ページをお開きください。

現条例につきましては、森林等の土地における火入れに係る許可手続や取扱いなどを定める規定でございまして、本議案における条例の一部改正につきましては、近年の林野火災の発生状況などを踏まえ、条例第14条に規定する火入れの中止要件に林野火災注意報、林野火災警報が発令された場合を追加し、林野火災の予防対策の強化を図るものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

私も認識不足だったんですが、この火入れに関する条例という、そもそもどういう中身なのかちょっと

と教えていただけますか。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

火入れにつきましては、森林等の土地における火入れ、こちらは地ごしらえや開墾準備、害虫駆除などの畑焼きなどを行うための火入れになりまして、そちらを森林の１キロメートル以内で行う際には、農林水産課のほうで許可の申請のほうを受けまして、許可のほうを発出しまして、それで火入れのほうを行っていただくような形となります。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

周囲の１キロメートル範囲で田んぼとかそういうところで火をつけて、焼き畑農業じゃないけれども、そういうことをやった場合にはちゃんと通告しなさいよというのが条件だよということだと思うんですが、この森林法第21条というのはどういう意味か分かりますか。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

森林法第21条では、森林等の土地における火入れに係る許可の手続や取扱い等について定めている規定でございます。先ほどもお答えいたしましたが、森林の周囲１キロメートルの範囲内における土地において、火入れの目的で開墾準備や焼き畑等を行うときの許可のほうの取扱いを定めているところでございます。

以上でございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号のうち産業経済部農林水産課の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

それでは、議案第43号 令和８年度一般会計補正予算（第１号）のうち、農林水産課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、特定財源がございますので、最初に歳出予算からご説明をさせていただきます。

議案集45ページをお開きください。議案概要書は、タブレット端末15ページ中段になります。

議案集4段目、5款2項1目林業振興費、右の説明欄01林業振興事業、0101林業振興に要する経費の増額でございます。

内容といたしましては、林道雪入線ののり面の一部に崩落している箇所があることから、林道利用者の安全確保と将来的な崩落拡大の防止を図るため、のり面への土留め工事を実施するものでございます。

林道改良工事の実施に伴います経費といたしまして、12節委託料で実施設計業務、14節工事請負費で本工事費を計上するものでございます。

また、このたび県の補助事業の採択内示をいただいております、県補助金として260万円を充当し、事業を実施するものでございます。

次に、歳入予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案集44ページをお開きください。

ただいま歳出予算の中で併せて説明させていただきました歳入予算の件につきましては、1段目、16款2項4目農林水産業費県補助金のとおり予算計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

雪入からずっと入っていくところの道路の中ののり面が崩れたということですが、これはいつ頃崩れたんですか。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度、林道の定期的な見回りの際に、一部のり面の崩落等が確認されたところがございますので、今はブルーシートで養生をしております。そちらのほうは緊急的な崩落等のおそれはないものですが、このたび県の採択を受けましたので補正のほうを上げて、今回の補修のほうをさせていただきたいということで計上させていただいております。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

去年のいつなんですか。

○農林水産課長（永田昌之君）

昨年度の、ちょっと時期が今、手元にございませんで、後日資料のほう、いつ確認できたかお知らせさせていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

一応これは崩壊があったという事実を確認した後に、これを補助事業にできるための申請を、林道関係ですから県のほうに要望を出したという流れで、結果的に3月終わった後にこれが許可されたという中身かなというふうに思いますが、その流れからいうと、大体時期的には去年の秋頃かどうかなんじやないかなと思うんですが、普通大体どのくらいなのかは、まだそれも分かりませんか。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまご指摘ありましたように、昨年の9月にこの件の要望調査がございましたので、それ以前に確認ができたものとなっております。昨年9月に要望後、今年の3月末に県のほうの内報がありましたので、当初予算では間に合わなかったため今回の補正で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

この260万円のこの積算根拠というのは、どういうふうにして出しているのでしょうか、県は。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年9月の要望調査の事前に、県と林道協会のほうで現地のほう立ち会っていただきまして、概算で大体工事費のほうを示していただいて、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

だから、積算して、その積算の結果大体補助事業だとなると、例えば10分の1だとか2分の1だとか、そういう形で金額になると思うので、これ260万円というのはどのくらいなんですか。全体のこの積算の金額からしてどのくらいなんですか、補助。

○農林水産課長（永田昌之君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

当時、要望額といたしましては事業費総額で650万円という形で県の林道協会のほうで概算で見積もっていただきまして、そのうち補助事業が10分の4の補助率となつてございます。

昨年の9月に概算でいただいた数字でございますので、本年採択を受けた後、再度工事費のほう、概算見込みのほうも再度積算しましたところ、工事費が当初の想定よりもちょっと増額という形になりましたので、今回工事費のほうは全体で680万円と、それに伴う測量設計のほうも金額のほうが見込みよりも少し、30万円ほど増加したものでございます。

以上であります。

○佐藤文雄委員

基本的に、林道協会なんかで予算組みをして、補助は大体10分の4ということの理解でよろしいですか。

○農林水産課長（永田昌之君）

はい、委員がおっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

課長、確認なんです、先ほど佐藤委員からおっしゃった資料の、9月前のいつだったというものの資料のほうは、分かり次第、ガルーンのほうに出してもらってよろしいでしょうか。確認です。

○農林水産課長（永田昌之君）

それでは、先ほどございましたいつ頃崩落のほう確認できたかということにつきましては、後日提出のほうをさせていただきたいと思います。

○久松公生委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、議案第43号のうち産業経済部商工観光課の所管に係る部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

それでは、引き続き産業経済部商工観光課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。
農林水産課と同様に、歳出予算から説明をさせていただきます。

議案集45ページをお開きください。タブレット端末につきましては、議案概要書はタブレット端末15ページ中段になります。

議案集5段目、6款1項4目観光施設費、右の説明欄01観光施設等管理運営事業、0101雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費の増額でございます。

内容といたしましては、雪入ネイチャーセンター展示室等に係る空調設備の改修工事として、令和7年度末に設計業務が完了し、設計積算の結果、展示室内における既存空調設備4基の更新整備では十分な室温を維持するのが困難なことから、空調設備2基増の6基への増設設置及びそれに伴います配管整備の実施に伴います経費といたしまして、14節工事請負費として本工事費を計上し、展示物の適正な管理を行うとともに、来館者への空間環境の改善を図るものでございます。

また、財源につきましては、当初見込んでおりました額より25万8000円減額の内示が県から示されたため、県補助金として269万5000円を充当し、事業を実施するものでございます。

次に、歳入予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案集44ページをお開きください。

ただいま歳出予算の中で併せて説明させていただきました歳入予算の件につきましては、1段目、16款2項5目観光費県補助金のとおり予算計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、商工観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

これ工事の段取りというか、これは取ったんだと思うんですけども、いつぐらいにこれ空調は直るような予定で進まれる予定なんでしょうか。教えてもらえますか。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

現在、県のほうに補助金の申請のほうをさせていただいているところでございます。例年ですと7月の交付決定が下りる予定でございます。その後、工事の発注という形で、予定といたしましては8月を予定していきたいなというふうに考えているところであります。

○櫻井健一委員

展示物の剥製がこの暑さで結構傷みが激しくなっておりますので、そちらも気になるところなので、できるだけちょっとそっちの対応も含めて早めに対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

県のほうの交付決定が下り次第、速やかな手続のほうを進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

ほかにごございませんか。

○佐藤文雄委員

ちょっとこの空調の4基は古いやつを改修して、2基を新しくするというのでしょうか。確認です。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

現在の空調設備は天井についているものでございます。ちょうど今、委員会室の上についているようなものが4基ついてございます。こちらの入替え4基ではなく新たに、こちらのほうにつきましてはいわゆる使用しない形で、新設として壁かけ式のやつ6台という形で今、考えてございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

こういうのが4基あるんだけど、それはもうなしと、使わないと。6基、6台をいわゆるこのエアコンみたいな形のやつを6基つけるという金額なんですね、じゃ。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

当初、今の現空調設備についてはおおむねもう30年経過しているというところで、新たに6基をつけるという形になります。

○佐藤文雄委員

だから、ちょっと説明が、今6台というのは私が質問して初めて出たような気がするんだよね。何か2基を新しく増設するとかというふうに言ったので、つまり4基プラス2を6台というふうに読み替えちゃったのかなと思ったので。

確認だけでも、だからもう古い、30年もたっているんで、今のこういうこの空調は役に立たないと。これを改修するよりも、新しいものを6台つけますよと、その金額がこの426万8000円ですよというのが積算、これが予算ですよということですね。確認です。

○産業経済部長（篠崎政彦君）

今回、おっしゃるとおり2台を増加するというところで、6台ということで、今回400万程度の増額補正をしているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと分からないよ。4台というのは、上にあるやつが4台でもう30年でもう役に立たないよと。そうすると。

○久松公生委員長

ちょっとすみません、暫時休憩します。 [午後 1時55分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 1時56分]

○産業経済部長（篠崎政彦君）

新たに6台設置するものでございます。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

承認第3号につきましては補足の説明がございますので、国保年金課、豊崎課長より説明をいたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

それでは、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

議案集は28ページから、議案概要書は9ページから10ページとなります。これに加えて、補足説明資料として国民健康保険税の賦課限度額等の見直しについてということで提出させていただいております。

この専決処分による改正につきましては、国保税の課税限度額や均等割額の軽減判定の基準となる所得額について、前回、第1回定例会においてそれぞれ市長が別に定める額という改正をしましたが、その後、4月1日に地方税法施行令等が改正となり、具体的な額が規定されましたので、それらに合わせた改正をしたものでございます。

それでは、補足説明資料のほうでそれぞれの改正の内容、影響などを説明いたします。

まず、1点目、賦課限度額の改正内容についてです。

医療保険制度では、保険税や保険料の負担は、負担する能力、所得に応じた公平なものになるようにする必要がありますが、受益、いわゆる医療を受ける機会とのバランスを取るために、保険料の負担に限度額が設けられております。

国保税は、こちらの表にありますように、医療保険分となるもの、それから後期高齢者支援金分、介護保険分、そして令和8年度からの子ども・子育て支援納付金分に区分されておりますが、こちらの限度額はそれぞれ令和7年度は66万円、26万円、17万円となっておりました。これらを、さきの第1回定例会において、市長が別に定める額としたものでございます。

その後、地方税法施行令等が改正されまして、それぞれの限度額が67万円、26万円、17万円、子ども・子育て支援納付金分の限度額が新たに3万円とされたため、これらと同様に条例を改正したものでございます。

では、どのぐらいの所得があれば限度額になるかということで、このページの下の方から次のページにかけて整理してございます。

医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分、子ども・子育て支援納付金分それぞれについて、賦課限度額に達する所得額を、世帯人数に応じた令和7年度と令和8年度の額をお示ししております。所得がこの額以上になりますと、それぞれの税額が限度額になるものでございます。

そして、この限度額に達する世帯数と、これによって歳入が減る額というものを次の表にまとめてございます。

賦課限度額による影響額ということで、財政上の影響はどうなるかということをお示ししてございます。こちらは、令和8年3月末現在の課税資料による単純な試算になりますので、おおよその目安としていただければと思います。

医療保険分につきましては、令和7年度は限度額66万円に達する世帯が81世帯でしたが、令和8年度の限度額67万円に達する世帯は80世帯となります。これらの限度額部分を超える税額は、令和7年度が4397万5000円、令和8年度は4336万6000円となり、この差の60万9000円と限度額の差の分が歳入として

増えることになってまいります。

次に、後期高齢者支援分と介護保険分については改正はございませんので、こちらは令和7年度、8年度、同様の試算になってございます。

次に、子ども・子育て支援納付金分については、こちらも単純な試算ですけれども、限度額に達する世帯が74世帯、限度額を超える分の税額が155万4000円となります。

次のページに参りまして、2点目の均等割額の軽減判定所得基準額の改正内容について申し上げます。

先ほどの賦課限度額については、所得が高額な方に関するものでございましたが、こちらは所得が低い方の負担を緩和することによって、医療を受ける機会の公平性を保つ観点から設けられているものでございます。

こちらの表に、軽減判定の所得基準額を算出する計算式をお示ししておりますが、加入人数に応じて掛ける額が、令和7年度は5割軽減では30万5000円、2割軽減が56万円だったものが、令和8年度はそれぞれ31万円と57万円に改正となったものでございます。

世帯の所得が、これによる計算額を下回った場合に、均等割額が中ほどの表にあるような形で軽減されることになってまいります。

こちらの軽減の該当となる具体的な所得額については、この下の表のほうに世帯人数でお示しておりますので、ご覧いただければと思います。

次のページに参りまして、これらの均等割の軽減による影響について、令和8年3月末現在の課税資料により試算しますと、下の合計の表にありますように、7割、5割、2割軽減の対象となる世帯は、令和7年度は2,952世帯、令和8年度が2,975世帯。軽減される金額の合計では、令和7年度が1億1704万9000円、令和8年度が1億1770万9000円で、この差額66万円の歳入が減るということになります。

全体としましては、今年度からの子ども・子育て支援納付金分の分を除きますと、賦課限度額の改正で高所得者世帯の方は負担が増えますが、一方で均等割軽減額判定額の改正で、低所得者の方では負担が減る世帯が増えるという内容となっております。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

非常に分かりにくいですが、いずれにしても1ページですか、1ページで医療分と後期高齢、介護、子ども・子育てということで、これ医療分がプラス1万円増えると、限度額が、ですよね。そうすると、対象世帯数が80世帯に減ると。でも、1万円上がったのでその分だけ計算すると、これ60万9000円ですか、60万9000円と言いましたよね。ちょっと確認。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

60万9000円の差につきましては、負担限度額が令和7年度については66万円から超えた分の税額、令和8年度分については67万円を越えた分の税額を足し上げたものでございますので、限度額の1万円分はこの計算には入っておりません。

○佐藤文雄委員

ちょっと、60万9000円分が収入が増えるということじゃないんですか。そうじゃないんですか。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

その分は収入が増えることになります。

○佐藤文雄委員

それから、新設された子ども・子育て支援が3万円で、これはまるっきり増額になって、155万4000円、これは増額になるよということだと思います。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

これは3万円、限度額3万円を超えた部分が先ほどと同じに155万4000円があるので、その分は逆に入っていないということになります。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい。これは入っていないのね。

そうすると、4ページのところからいうと、今66万円が軽減によっての影響額だというふうに言いましたが、これ一番合計の7割、5割、2割の、4ページのところ、7割、5割、2割のところの最後のところで、令和7年度と8年度で世帯数が増えますよと、軽減される金額が1億1770万9000円。一方、令和7年度は1億1704万9000円、その差額が66万円減だというふうなことでいいんですね。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

これは、軽減される額が66万円増えますので、その分歳入が減るということでございます。

○佐藤文雄委員

だから、66万円が減ると、つまり軽減されますから。一方で、60万9000円分は収入が増えますよと。これが相殺されて、プラスマイナス、プラス、マイナスになっているみたいだけれども、そういうことでこの国民健康保険の賦課限度額の内容がここの数字だということの理解でよろしいですか。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

おっしゃるとおり、ある程度所得のある方には負担いただいて、その分、所得が低い方の負担を減らすというのがこの改正の組み立てと理解しております。

○佐藤文雄委員

これ度々こういうことをずっとやっているんですが、これはもう毎年のようにやっているんですが、これはずっとやっているような気がしますけれども、これ何年目になりますか。四、五年やっているような気がするんだけど。分かりますか。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

その四、五年というものの確認なんですけれども、こういう専決処分というやり方が四、五年ということですか。

○佐藤文雄委員

課税限度額を上げるというやり方で、一方で課税限度を上げて、低所得者の均等割分を減額するというやり方、これをどのぐらい続けていますかという質問です。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

この課税限度額を上げるというのは、国の資料によりますと平成12年度からの改正内容が示されております。

○佐藤文雄委員

これ古い資料、平成12年度から始まっている。24年度、25年度が上げなかったんですね。29年度も上げなかった。令和3年度が上げなかった。令和4年度から4、5、6、7というふうに上げたというふうなデータがあります。ということでよろしいですね。これは厚労省の資料ですから。

○国保年金課長（豊崎伴之君）

ただいまお話がありましたとおりでございます。

○久松公生委員長

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございせんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても反対なんです、もう上限を上げながら一方で軽減をするというふうなやり方は、もう限界があると思うんです。これを毎回毎回続けて、今言ったように4年、5年目かな、というふうな状況なんです。

やはり、国保税は高いという、そういう声があって、今全国知事会も市長会も国保で1兆円を投入しろというふうに言われているわけですから、そちらのほうでやはり改善すべきだと。もうこれは限界に来ているからやめたほうがいいというのが私の見解でございます。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号のうち保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等のございせんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補足説明がございます。保健福祉部、渡邊企画監から説明をいたします。

○保健福祉部企画監（渡邊有美君）

議案43号 令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管分についてご説明いたします。

議案集45ページ、議案概要書15ページをご覧ください。

議案集45ページの upper 段にございます3款1項2目障害福祉費、01障害者対策事業、障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託13万2000円でございます。

こちらは、所得税法等の一部を改正する法律及び地方財政法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律において、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、特別児童扶養手当等において、令和8年8月支給分以降の手当について適用するため、障害者総合支援システムの改修が必要であることから、システム改修を行うための業務委託を要する経費を計上させていただいたものでございま

す。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

説明が終わりました。

それでは、保健福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これはシステムの改修ということは、市がやらなきゃいけないということじゃなくて、国のほうでやれということになっているわけですから、何で一般財源なのかなど。国とか県とか、そういうところからの補助が必要な気がするんですが、いかがですか。

○保健福祉部企画監（渡邊有美君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

共通のシステム改修であり、特別児童扶養手当分のみの費用を合理的、客観的に切り分けることができないため、国からの財源措置がないような状況になります。

以上でございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について議題といたします。

会計事務局から特に補足説明等はございませんか。

○会計事務局長（松延克彦君）

会計事務局、太田会計課長より補足説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

○会計課長（太田直樹君）

それでは、議案第44号 小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について、補足説明をさせていただきます。

議案集は47ページ、議案概要書は16ページをご覧くださいと思います。

内容といたしましては、茨城県教育委員会と県内市町村の教育委員会が連携し、全県的な取組として迅速に教育のICT化を推進するために設置された茨城県教育ICT推進協議会が共同調達を行い、契約については各市町村が行うものとなっております。

このたび、令和8年2月26日に茨城県教育ICT推進協議会がプロポーザルを実施した結果、本市分の請負金額は1億5407万4800円、契約相手方は茨城県つくば市、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部で、令和8年4月28日付で仮契約を締結したところでございます。

また、補足資料、説明資料につきまして、令和8年2月27日付で茨城県教育ICT推進協議会会長からリコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部に対し、審査結果が採用となった旨の通知、また物品売買の仮契約書となっております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

会計課の質問ではないですが、もう既に教育委員会のほうにお尋ねをしております。

タブレットですよ、これタブレットを購入するということですが、実際にタブレットの購入の台数が2,888台ですよ。

今、本市の小中学校の人数は何人になりますか。

○学校教育課長（由波大樹君）

お答えいたします。

今年5月現在でございます。全校児童生徒数2,383名でございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

そのうち、2024年度の小学校の不登校の数、中学校の不登校者の数、2025年度の小学校の不登校の数、中学校の不登校の数、それぞれ幾らか教えてください。

○学校教育課長（由波大樹君）

令和6年度につきましては、まず小学校が不登校28名、中学生が71名、合計99名でございます。令和7年度につきましては、小学生が32名、中学生が60名、合計92名でございます。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

そうすると、この92名に対してはどのような扱いをするのでしょうか。

○学校教育課長（由波大樹君）

不登校の児童生徒に対しましては、まず不登校でも一時的に学校に登校した際に、その児童生徒に直接お渡ししてございます。また、ほぼ学校に登校しない、また全く登校しない児童生徒には、家庭訪問時等に担任からご自宅に届けているというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、不登校であっても届けるということですね。

○学校教育課長（由波大樹君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

保護者の負担というのはないんですよね。保護者の負担はありますか。

○学校教育課長（由波大樹君）

タブレット端末に関しての保護者の負担はございません。ただ、ご自宅で使用する場合は通信費がかかりますので、それは保護者負担になってございます。

○佐藤文雄委員

Wi-Fiかな。

○学校教育課長（由波大樹君）

はい、そのとおりでございます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、1時間たちましたので、暫時休憩したいと思います。

約10分間お願いします。 [午後 2時23分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時31分]

次に、議案第43号のうち教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

それでは、生涯学習課が所管しております補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案集46ページ、議案概要書の15ページとなります。

9款5項2目体育施設管理運営事業、第1常陸野公園管理運営に要する経費でございます。

第1常陸野公園におきましては、設置しております高圧電気室内の変圧器2台について、低濃度PCBの含有が発覚したことを受けまして、変圧器交換業務及び収集運搬・処分業務の委託費について補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この変圧器が、随分年数たっているから入れ替えるというふうなことだと思うんですけども。

[「PCB」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

変圧器を交換するんでしょう。中身にPCBが入っているというだけで、変電所を交換するんでしょうけれども、2台と言いましたよね、そうすると今回も要するに2台を入れ替えるということなんですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

全ての変圧器について、実際に含まれているかどうか調査委託を行いまして、最終的に第1常陸野公園にあった2台について低濃度のPCBが含まれていたということで、含まれているものが2台発覚し

たので、その2台について変更するというようなことでございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、変圧器を交換するのは2台ですか。

どういふことかという、変圧器2台はいらないと思うんです。例えば、あそこの施設全部の電気の容量から考えても、1台の容量で十分に賄えるじゃないかと思うんですけれども、2台あったということは、その以前に2つ施設が、変圧器に、必要な電気を供給する変圧器が2台要ったと。だけど、今はもう建物なんかも改修したりなんだりして、容量そんなに使わないと思うんだけれども、その辺のところは今の現在の容量の中で統廃合したりあれしたりすることはできないか、そういうことはやらなかったのですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

変圧器の系統がまるっきり別の系統でございまして、1台はグラウンドの照明器具のほうのものでございまして、もう1系統はB&Gの体育館のほうの系統ということで、距離もかなり離れておりますし、そういったところを統合するよりは機器の交換をしたほうが安価で済むということもありましたので、今回は統合ということではなくて機器の入替えということで対応させていただくことにさせていただきました。

○矢口龍人委員

そういうところ説明してもらわないと分かりません。我々は。私はてっきり、もう例えばあの規模でいえば2系統ぐらいじゃなくてはいかんのかと思ったんだけれども、ただもうB&Gじゃなくて体育センターの管理棟もなくなったし、大分小さくなっているだろうから、それなら1つにして小さくしてという感覚でいたので、説明きちっとやっていただきたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○佐藤文雄委員

交換する理由は、PCBの含有がこの変圧器にあったというのが大きな原因だというふうに思うのですが、いかがですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

一応、型番のほうから、本来であればPCBのほうが含まれない型番だとされていたもので、実際に体育施設についても全てPCBは含まないということで確認しておったんですが、実際にその型番においてもPCBの含有が含まれる可能性があるというのが後から発覚したものですから、それで改めて全て調査をするということを実施しまして、実際には2基について低濃度のPCBが含有されていたという結果でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、これはだまされたということですか。型番違っていたという、PCBは入っていないよというふうになっていたのが、入っていたというんだから、これいつ買ったんですか、これ。いつ購入して、分かったのは去年だろうと思いますが、これ分かりますか、その経過は。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

一般的にメーカーのほうで公表しております。そのPCBが含まれる、含まれていないの見解を示されたものがありまして、その見解に基づいて含まれているか、含まれていないかを、実際に電気の事業者なんかに相談をさせていただきまして、含まれる可能性があるかないかについて判断をした結果でございまして、メーカーのほうとしても実際に含まれていないとはっきりと言い切れないということが

あったので、それに基づいた対応させていただいたという結果でございます。

○矢口龍人委員

結局、私が問題にしているのは、このPCBではなくて、PCBが含まれているのは分かっているんだけど、それが問題ではなくて、変電所を取り替えますよという説明が必要なわけですよ。分かりますか、言っている意味。

こんな微々たるものを、これを要するに産業廃棄物で処分しますというのは大した中身ではないわけ。見合うのは変電所を取り替えますということなんだよ、そういう説明をしないと分からないじゃないですか、みんなだって。PCB、PCBとそればかり独り歩きしちゃって、大した問題じゃないのにそこは。分かりますか、言っている意味。だから、古くなった変電所を取り換えるということが目的でしょう、今回は。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員

お願いします。違うのであれば、反論あるのであれば。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

実際にそのPCBが含まれるものにつきましては、そのいわゆるキュービクル、高圧の変電機器の中のコンデンサーの部分の交換になりますので、機器全部丸ごと交換というわけではございません。そのコンデンサーの部分だけの交換ということになりますので、そのキュービクル全体を改修するというような工事では今回ございませんので、その辺については補足をさせていただきます。

○矢口龍人委員

だから、メインとするところは何なんですかと。PCBが問題なんですかということを言っているんです。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

今回の案件につきましては、PCBが含まれているということが一番問題になるということで、これについては2027年の3月31までに処理期限が設けられておりますので、それまでの期間内に必ず処理をしてくださいということで国のほうから示されておりますので、それに対応するために今回は補正予算を上げさせていただいたということです。

○矢口龍人委員

それならば、516万円ですか、552万9000円の内訳をちゃんと出してください。内訳。これPCB混入変圧器収集運搬・処分業務委託は36万6000円ですよ。言っている意味分かりますか。メインは516万3000円でしょう。処分業務委託が36万6000円だろうと。

○久松公生委員長

暫時休憩します。〔午後 2時40分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午後 2時47分〕

先ほどの矢口委員の質問もありますし、今、生涯学習課で資料をご用意しますので、この議案に関しましては最後に順番を持っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員

ちょっと質問いいですか。

先ほど、国のお達しというお言葉出ましたけれども、環境省ですか、どういう内容なのか、どういう

内容でのお達しなのか、命令なのか、それに対する補助というのはあるのかないのかというこの2点、お伺いします。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

まず、補助金でございますが、対象になるような補助金はございません。

それと、環境省の閣議決定された内容で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の中で、そういったPCBの処分の期限を設けられているようなことでございます。

○小座野定信委員

では、この問題になっているPCBですけれども、これを保管するのか、または処分するのか、その費用というものはこの516万3000円の中に入っているんですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

摘要項目の低濃度PCB含有変圧器収集運搬・処分業務委託の36万6000円の中に含まれておりまして、実際に交換で外したものについては、一時保管をした上で運搬・処分をするということで予定をしております。

○小座野定信委員

先ほどの答弁の中に、PCBが入っているか入っていないか分からないと、疑わしいという答弁だったと思うんですけれども、もし万が一このPCBが入っていないときは、この処分費というのはどうなるんですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

PCB含有されているかどうかの調査を行っておりまして、実際に点検結果のほうをいただいております。そこで確実に含まれているということを確認しておるのが2基ということでございますので、撤去したものに含まれないということはございません。

○久松公生委員長

それでは、教育委員会の所管に関わる議案第43号については、先ほど申しましたとおり一番最後にしたいと思います。

次に進みます。

次に、議案第43号のうち消防本部の所管に係る部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（町島 修君）

消防に関わる部分につきまして、消防総務課、磯山企画監のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

それでは、議案第43号 一般会計補正予算のうち、消防本部に係る部分につきまして説明させていただきます。

それでは、議案概要書14ページ、議案集45ページをご確認ください。

議案集一番下の欄、8款1項1目の常備消防に要する経費として、委託料984万円を増額するものです。こちらにつきましては、西消防署建設予定地における埋蔵文化財発掘調査業務の費用の補正をお願いするものでございます。

埋蔵文化財発掘調査に至るまでの経過につきまして説明させていただきます。

このたびの西消防署建設予定地につきましては、千代田庁舎敷地内一帯が市街化調整区域であることから、今回の設計を進めるに当たり、関係法令の制約などについて各課へ照会をかけたところ、市歴史博物館より、今回の建設予定地が椿堂遺跡の包蔵地に指定された区域であり、工事前に文化財の有無について試掘調査を行う必要があるとの指示を受けました。

試掘を行う面積は、建物の建築面積の約10%程度、調査する深さは、舗装面から約1メートル前後でございます。

昨年度末3月に市歴史博物館職員による試掘調査を実施したところ、西消防署及び訓練塔Aの建設予定地にて、舗装面から約60センチメートル程度掘削をした付近より縄文時代の土器等が複数発見され、その調査結果を県教育委員会へ報告することとなりました。

その後、今回の試掘調査の結果を踏まえ、県教育委員会より4月10日付書面にて本調査移行への通知を受けたことから、このたび調査を行うこととなったものでございます。

埋蔵文化財の本調査業務につきましては、非常に専門性の高い業務委託となるため、今年度4月に改めて専門業者に現地確認を依頼し見積りを徴したところ、当初予算に不足が生じたため、補正を行うこととなったものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

ただいま説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

本格的に調査が必要になったというご説明でしたけれども、これ期間的にはどのぐらいになるんですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

今回の補正に上げる発掘調査につきましては、準備工で約1か月程度、現地の調査で約2か月程度、約3か月の調査期間を予定しております。

○櫻井繁行委員

懸念するのは、もちろんこの文化財ということも非常に大切なものなんでしょうけれども、もう一方で施設を令和10年度には供用開始になるはずですよ、もともと公告があったところから行くと。

ということは、この業務委託がなければ、そろそろ業者を選定する入札が行われて、9月の定例会で議案を上げてきて、1年強の工期で令和9年度しっかりと工事をして令和10年度、消防庁舎を使えるという手はずだったと記憶をしているんですけれども、これによってその工期というのはやはり影響があると思うんですけれども、その辺総体的にどのように考えていらっしゃいますか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

先ほどご説明させていただきました内容ですと、準備工に1か月、現地調査に約2か月程度、今回の補正予算が終了後、業者の選定などの期間を考慮しますと、予定では今回の発掘調査完了はおおむね10月末頃を見込んでございます。

本体工事の業者選定につきましても並行し進めていくこととはなりますが、おおむねですが約3か月程度遅れるかなというようなことで見込んでございます。

○櫻井繁行委員

企画監おっしゃるように、3か月という別の工種が入るわけですから、10月末ということでそれから

の選定になる。同時並行で進められるんでしょうけれども、そうするとやはり定例会での決議というのも第4回定例会というふうになってくるし、あくまでも工期は令和9年度末で工事自体を納めるというような計画になってくるわけですか。その今後のスケジュールも含めて確認をさせてもらいたいと思ったのですが。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

まだ計画段階で、具体的な期間は申し上げにくいのですが、西消防署の今のところ標準工期が約17か月ぐらい見えています。先ほど言ったように12月、3か月をかけて約12月頃発注を予定どおりできたとすると、恐らく10年度頭ぐらいには食い込んでいくかなというような予想は今のところ立てておる、若干工期に延長が出る可能性はございます。

○櫻井繁行委員

工事費は総額で、当初予算でたしか20億円程度見ていることですし、ここ二、三年のかすみがうら市の一大事業になってくると思うんです。これから30年、40年、50年使う庁舎になるわけですから。東消防署のほうは別団体としてももちろん進められるかもしれませんが、これは単独発注に恐らくなるはずですから、両方決まらなければ発注もできないというような不都合もあるでしょうし、やはりその辺は委員会、また全員協議会等も含めてしっかりと常に報告をしていただいて、なるべく工期延長することなく令和10年の4月1日から消防職員の皆さんが快適な環境で過ごせるということが一番、業務ができるということが一番よろしいでしょうから、そういったところを目指して、何かあればしっかり報告などいただきたいというのは要望で入れておきます。

あとは、県のほうが主体となってこの埋蔵文化財の発掘調査を行うんでしょうけれども、これはこれ以上もう期間が延びるということはないんですよ。要は、あまり長々やられていくということは、結局はその次の勝手に進めなくなるわけなので、何かそういうところというのはもう取り決めであったりとか、ある程度のところで区切りをつけてとか、そういったことというのはできないものなんですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

本体工事につきましては、現在照査業務で設計の内容を精査しているところでございます。そこらの内容も含めて、工期等に関しましては今後、整理ができましたら議会のほうにご報告させていただきたいと思います。

調査業務のほうなんですけれども、一応現地のほうを確認させていただき、業者のほうと確認して、本来は調査業務というのは発掘調査業務と報告書作成業務と2本合わせて1つの調査なんですけれども、今回補正で上げさせていただきますのは、現地を掘ってその遺構を取るまでの調査業務ということで3か月ということで一応工期のほうを業者と相談して設定しております。

その後の報告書を作成する業務につきましては、やはりこれは6か月から10か月ぐらいやはりかかるというふうに言われておりまして、ただこれは別扱いにできますので、これは来年度当初予算で上げさせてもらって報告書はつくと。現場のほうは3か月の中で取ればもう工事はやれるということなので、そこは延びることはないということです。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、まずはこの3か月でしっかりと調査をしていただいて、埋め戻しまで終わって現状の形に戻すような形を取っていただくことが僕もベストだと思いますので、そこをしっかりと打合せをしてやっていただきたい。

あと、ちょっと企画監おっしゃったように、これ報告書の作成になるとまたお金がかかってくるということになるんですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

今回、補正で上げさせていただきましたのは、あくまでも現場の発掘調査費でありまして、報告書作成業務につきましてはまた別でお金がかかります。

〔「どのくらいかかるの」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課企画監（磯山健史君）

ざっくりでよろしいでしょうか。大体1300万円ぐらい。

ただ、これは発掘された遺構の数によっても変わると思いますので、経過を見てまたご報告ということになるかと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結します。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）の補足説明につきましては、税務課、元木課長から説明いたします。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、ご説明させていただきます。

議案概要書8ページをお開きください。議案集は15ページからになります。

本案は、地方税法の改正に伴いまして、令和8年3月31日に市税条例の一部を改正し、専決処分しましたので、承認をお願いするものです。

改正の主な内容につきましては、1点目として、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、文言として使われていた軽自動車税の種別割部分が削除されたことによる名称変更が主な改正です。

2点目として、固定資産税関係で、課税の免税点の引上げです。これまで、所有する家屋の課税標準額の合計が20万円に満たない場合は課税されていなかったのですが、この課税標準額が30万円に引上げとなります。同じく、償却資産の課税標準額の合計が150万円から180万円に引き上げられるものです。

課税に係る免税点変更は、来年度課税分から適用となります。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

軽自動車税が環境性能がなくなるということになると、いわゆるこれは税金が増えるかなと思うんですが、固定資産税のほうは20万円から30万円、家屋ですね、引き上げれば、今度は償却資産の問題ですから収入が減るように思うんですが、償却資産も同じように。これはどういうふうな影響額になるでし

ようか。

○税務課長（元木義和君）

まず、軽自動車税の環境性能割については、県税事務所を通して市のほうに交付されていましたが、参考に申しますと令和7年が962万2200円。令和6年が761万500円、令和5年が620万3100円。こちらが最近歳入として、環境性能割として市の歳入のほうに入ったものなのですが、今回のこの分の廃止につきましては、国のほうの地方特例交付金でその分が補填されるということになっておりますので、そちらについては経営企画課のほうで予算のほうを計上しておりますが、今年度は700万円で取りあえず歳入の予算を組んでいるということでした。

次の固定資産税については、家屋のほうの課税標準額が20万円から30万円のものですが、今年度の課税標準額でいいますと該当する件数が232件ありまして、税額で概算では81万2000円程度、償却資産では150万円から180万円のものが36件で、これも税相当額で83万1000円程度。このまま来年度は評価替えの年でもありますので、これは概算でございますが、これだけの歳入が減になるということになると思います。

○佐藤文雄委員

そうすると、軽自動車税のほうは700万円で、今回の令和8年度で入れているよと。令和9年度については地方特例交付金で財源は入りますよということがまず1つ。

それから、固定資産のほうは、家屋が今232件で81万2000円が、これが減りますよと、来年度。それから、もう一つは固定資産のほうが36件で83万円。これは合計ということで160万円ぐらい固定資産税のほうについては収入減になるというふうな理解でよろしいですか。

○税務課長（元木義和君）

先ほどのまず環境性能割のほうなのですが、令和8年度から地方特例交付金で交付されるようになりまして、まだ国のほうからの計算、全額補填されるようなことは経営企画課のほうで聞いているらしいんですが、取りあえず過去3年間分の収入を見て700万円の今年度予算を計上してあるということです。

固定資産税については、先ほど委員が申されたとおりです。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○小座野定信委員

ちょっとピントがずれるんですけども、大都市とかそういった地方都市などでは、空き家に対する固定資産税等の賦課ですか、なんかをやっている市町村があるように思うんですが、そういった国のお示しはないですか。

○税務課長（元木義和君）

今のところ、うちのほうは空き家対策を地域コミュニティ課のほうで行っていると思うのですが、税制度で今のところ空き家の部分を課税しないというような、そういったことはないですけども、場所によっては特定空き家とかそういった場合に該当した場合に、いろいろその解体費用にお金を払ったりとか、そういった補助で固定資産税のほうの、払えなくなるようなことを防ぐような対策をしているようなところもいろいろあると思います。

うちのほうも、壊した場合には補助金を出していると思いますので、そういった対策はありますが、税金を課税しないとか減免するとか、倍にするとか、そういうことは今のところないです。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

今、固定資産税、償却資産含めて164万3000円ですか、これが減額になる。これは、市にとって。あとは、件数として300件弱というふうな今、話がありましたけれども、実際のいわゆる所有権者の手続もこれには伴って発生してきますよね。この資料にも入っていましたけれども。

○税務課長（元木義和君）

こちらの課税につきましては、所有者本人が何か市のほうに手続するということとはございません。今年30万円、家屋の課税標準が30万円で、その1.4%で税金は課税されますので、今年度は課税されましたけれども、来年度は課税されないというような形で納付書が来なくなるので、逆に何で来ないのか、なんていう連絡も4月にはうちのほうにもあつたりしますので、そういう方には電話での説明で、特に本人に手続も何もございません。

○設楽健夫委員

ということは、所有権者から特に申請は必要ないということですね。分かりました。

○久松公生委員長

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結します。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号の市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございせんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

補足説明させていただきますので、環境防災課長の服部課長から説明申し上げます。

○久松公生委員長

それでは、説明を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

環境防災課の服部です。よろしくお願いいたします。

それでは、環境防災課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

議案集の45ページをお開きください。議案概要書は15ページになります。

議案集45ページの中段になります。4款1項6目18節負担金、補助及び交付金、0201火葬場運営に要する経費の136万円につきましては、令和8年4月1日に霞ヶ浦聖苑の火葬場使用料が改定されたこと

により、石岡地方斎場組合の使用料との均衡を図ることを目的に補助を行うものでございます。

内訳としましては、主な使用料の区分として、石岡地方斎場組合の火葬場使用料が5,000円、今回の改定により、霞ヶ浦聖苑の火葬場使用料が1万円となったことからその差額が5,000円となり、霞ヶ浦聖苑の過去3年間の最大人数が272人であることから、差額の5,000円掛ける272人分の136万円を今回計上させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

質疑を終結いたします。

○市民部長（岩井雄一郎君）

議案と直接関係はございませんが、昨日の台風6号の関係でご報告したい点がございしますが、よろしいでしょうか。

○久松公生委員長

はい。報告ということですので、よろしくお願いいたします。

○市民部長（岩井雄一郎君）

ありがとうございます。

それでは、昨日の台風6号関係の市内の状況についてご報告をさせていただきます。

まず、対応といたしましては、午前8時に災害警戒本部を立ち上げ、同時に一般避難者の避難所として千代田コミュニティセンターと歴史博物館、避難行動要支援者の避難所としてやまゆり館、体調不良者の避難所としてウエルネスプラザの計4か所を開設いたしました。

避難した方につきましては、全避難所ともにございませんでした。その上で、午後5時に閉鎖をしてございます。

市内の災害の状況につきましては、道路への倒木等が数か所ございましたが、随時対応いたしまして、事故や大きな通行止め等はございませんでした。

また、これまでの大雨で冠水等が発生している田伏・沖ノ内地区につきましては、地元の方々のご協力を得ながら、一昨年に本市で整備をいたしました排水ポンプを稼働させ、大事には至りませんでした。

議員の皆様には、ご心配・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上、報告でございます。

○久松公生委員長

報告ありがとうございます。

[「降雨量は」と呼ぶ者あり]

○市民部長（岩井雄一郎君）

降雨量につきましては、ガルーン等で詳細を後で細かくご報告しようと思いますが、140ミリメートルが一番最高でございました。

○石澤正広委員

すみません、昨日の防災アプリとかで、避難所開設が8時、そして解除が夕方だったのですけれども、この2回だけだったんです、市のほうから一般市民に向けてのものが。

なので、その間に状況の、客観状況だけでもちょっと発信を今後、今後のためにお願いしたいと思います。

○市民部長（岩井雄一郎君）

ご参考にさせていただきまして、やっていきたいと思います。

○久松公生委員長

報告ありがとうございました。

それでは、先ほどありました議案第34号のうち、教育委員会の所管に係るものを議題とさせていただきます。

説明で、タブレット端末に資料等は上がっていますか。口頭ですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

口頭でやらせていただければ。

それでは、口頭で申し訳ないのですが、内訳についてご説明をさせていただきます。

まず、変圧器の撤去作業、移動式のクレーンを使った撤去作業で、変圧器 3 ファイ 50 キロ V A の機器 1 台と変圧器 1 ファイ 50 キロ V A の機器 1 台を撤去しまして、撤去しました変圧器を、撤去、輸送、それから処分するために一時保管をするためのボックスを 2 個用意しまして、その中に入れて保管をし、ボックスの運び出すためのものも設置をすると。その保管作業費なども含まれております。

続きまして、撤去が終わりましたら、今度新変圧器の設置になります。同じ規格のものを 2 基用意するのですが、機器の値段としましては 1 基 120 万円相当のものと 150 万円相当で、税込みに直しますと約 300 万円がこの新規の機器の値段となります。

それと、新しいものを設置した後に耐圧の試験を実施しますので、その試験費と、あと関東電気保安協会に立会いが必要になりますので、その立会い費などを含めまして、それを税込み金額に換算をいたしますと 516 万 3000 円でございます。

○久松公生委員長

今ちょっと皆さん、多分箇条書きで書いたので、今の数字をもし出せたら、それで確かめる意味でガルーンのほうにも表示をお願いしたいと思います。

ご質問等はございますか。

○矢口龍人委員

今の、今、口頭で教えてくれた話を、別に資料にしたからといって何か問題があるのですか。私は全く問題ないと思うのだけれども。大体、今のだって概算でしょう。ぴったりした値段じゃないでしょう、だって。何でそんなに隠す必要があるのかなと。

だって、これ補正予算やっているのだから、さっき言ったことと、私が質問したことと、おかしくないですか。

だから、とにかく P C B、P C B とそればかり独り歩きしていたわけだね。実際のところ、今までも体育施設は結局入替えなんかやっているんだよね、何回も。昨日今日始まった話じゃないんですよ、これは。

だから、今回は何かすごく P C B を前面に押し出して補正予算組んでいるようだけれども、だって体育施設なんかたくさんあって、そこに変電所たくさんあるのだから、同じこと。もちろん、環境省のほうから P C B の混入がある場合にはいつまでに修正しろという命令が来たとすれば、それはどこも同じでしょう。ここばかりじゃないでしょう。ここだけなのですか、今残っている問題のある変電所は。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

生涯学習課で所管する体育施設については、全てPCB含有かどうかの検査を実施しまして、その全部検査した中で2基だけ発見されたということで、第1常陸野公園の2基については今回撤去・交換をするという形でございます。

○矢口龍人委員

分かりました。よかったよ、2基で済んで。

施設も、これは耐用年数もあるだろうから、もうこれ何十年もたっていて、もう交換時期も一部はきているんだよね。だから、PCBが云々だから交換するんじゃないくて、これはもちろん計画的にそういうものの入替えというのが、これは行政としてはやるべきことであって、もうこれで大体ほとんど終わりなんですか。ずっと今まで長く使われてきた変電システムの入替えというのはこれで大体終わりですか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

高圧の変電施設につきましては、やはり委員のおっしゃるように耐用年数も大分過ぎておりますので、何かの大規模な改造であるとか故障、危険が見られるようなことがあれば、それについては改修も早々に対応していくということで検討してまいりたいと思います。

○矢口龍人委員

今のお話じゃないけれども、その変電所の耐用年数というのも、これはもちろん関東電気保安協会のほうから来ていると思うよ。例えば、これ20年ぐらいでもう入れ替えろと来ると思いますよ。もう30年も40年もたっているんだから、もちろんこれ来ているんです。

だから、PCBが云々でなくて、もっと計画的にちゃんとやるべきだと私は思うんですけれども、部長。部長いないのか。

○生涯学習課長（鈴木 薫君）

委員おっしゃるように、重要な設備になりますので、そういった点については今後安定に稼働できるように検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

質疑を終結します。

以上をもって議案第43号 令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）についての質疑は全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時26分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして令和8年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時26分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 久松公生